

## 船舶事故調査報告書

平成25年7月11日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年3月18日 06時40分ごろ
発生場所	北海道根室市 <sup>はほまい</sup> 齒舞漁港南南東方沖 根室市所在の納沙布岬灯台から真方位170°21.4海里付近 （概位 北緯43°02.0′ 東経145°54.0′）
事故調査の経過	平成25年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十一 <sup>だいお</sup> 大中央丸、18トン HK2-23163（漁船登録番号）、個人所有 18.04m (Lr) × 3.99m × 1.28m、軽合金 ディーゼル機関、669.31kW、平成12年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年2月12日 免許証交付日 平成19年8月15日 （平成25年7月26日まで有効） 甲板員A 男性 35歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、齒舞漁港南南東方沖において、船首甲板右舷側に設置された揚網機（以下「ドラム」という。）を船外側に張り出し、刺網の揚網作業を開始した。</p> <p>本船は、船長が、操舵室内右舷側に立ち、船首甲板の全体を写すことのできるモニターカメラの映像を見ながら、レーダー監視等を、甲板員Aがドラム付近に立って網を巻き上げる作業を、他の甲板員4人が船首甲板で網から魚を外す作業及び網を整理する作業をそれぞれ行っていた。</p> <p>甲板員Aは、ドラムで巻き上げられる網を監視しながら、時々、中腰の姿勢となってドラムの下側から船外側に右手を伸ばし、巻き上げられる網の魚や浮子がドラム中央部の溝に挟まれないよう、網がドラムに巻かれる前に右手で魚や浮子を振り払う作業を行っていた。</p>

	<p>船長は、操舵室右舷側でレーダー監視等を行っていた際、ふと前方を見たところ、平成25年3月18日06時40分ごろドラムに巻き込まれた状態の甲板員Aに気付いた。</p> <p>船長は、すぐに操舵室内の遠隔装置でドラムを止め、操舵室の窓から大声を出して他の甲板員に知らせ、船長ほか4人が、船首甲板に集まってドラムを逆回転させ、右手がドラムに巻き込まれ、海に落ちそうになっていた甲板員Aを抱きかかえるようにしてドラムから外したが、甲板員Aは意識がなかった。</p> <p>船長は、携帯電話で所属漁業協同組合に連絡し、本船は、揚網途中の刺網を放置して歯舞漁港に帰港したのち、甲板員Aは、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は、脳挫傷と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m</p> <p>北海道東方海上に海上強風警報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、毎年6月以外のほぼ通年、歯舞漁港沖において、僚船14隻と共に船団を組み、主にかれい刺網漁に従事していた。</p> <p>本船は、本事故当時、地元で「メンメ」と呼ばれるきちじ刺網漁を行っており、甲板員Aは、かれい刺網漁とは異なり、ドラムで網を巻き揚げる作業を行っていた。</p> <p>乗組員は、全員が経験豊富であり、船長が作業手順等に関して指示を行うことはなかった。</p> <p>甲板員Aは、約7～8年前から、夏期に自ら行っている昆布漁の漁期以外は本船に乗り組んでいた。</p> <p>甲板員Aは、カップ上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>本船は、本事故当時、波による船体動揺はなかったが、潮や風の影響からか、網が絡み合うような状態であり、ドラムで網を巻き揚げ難い状態であった。</p> <p>船長及び他の甲板員4人は、甲板員Aがドラムに巻き込まれる状況を見ていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aの死因は、脳挫傷であった。</p> <p>本船は、歯舞漁港南南東方沖において、刺網の揚網作業中、甲板員Aが、中腰の姿勢となってドラムの下側から船外側に右手を伸ばし、巻き揚げられる網の魚や浮子を振り払う作業を行っていた際、右手がドラムに巻き込まれたことから、頭部がドラムに当たり、死亡した可能性があると考えられるが、右手がドラムに巻き込まれた状況を明ら</p>

	かにすることはできなかった。
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、歯舞漁港南南東方沖において、刺網の揚網作業中、甲板員Aが、中腰の姿勢となってドラムの下側から船外側に右手を伸ばし、巻き揚げられる網の魚や浮子を振り払う作業を行っていた際、右手がドラムに巻き込まれたため、頭部がドラムに当たり、発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム付近で網を巻き揚げ作業を行う際は、ヘルメットを着用することが望ましい。</li> </ul>